

論壇

私たちは一般市民有志として、市内、川平地区、与那国島、西表島と、教科書問題勉強会を開催してきました。それと並行して、収集した資料や情報を元に、さらに調査・整理分析を重ね、学びを深めていきました。

私たちは、何の組織にも属さない一般市民です。ただ、ほんとうのことはどうなんだろう？という思いで、独自に事の実態を把握しようと学びを重ねています。

私たちは、行政訴訟を起しています。「そこまでして…」と、少なからず聞かされてくるのも事実です。

「裁判」自己の主張を通すために争う」というイメージが先行するからかもしれない。そんなうち、究極の争い事に発展していったように思えるかもしれない。そこで、私たちの立ち位置やこのたびの行政訴訟について、説明したいと思います。

まず、私たちは、教科書の内容については問うていません。内容についてどちらがいいかの育鵬社か？ 東京書籍か？ ではなく、採択の二つの答え（8／23八重山採択地区協議会と9／8教育委員全員協議）のうちで、私たちが法的に有効であるとの見解に立った9／8教育委員全員協議で採択された東京書籍の教科書を配布してくださいというのを求めて、司法の場

で、これらのことを明らかにしたいということなのです。そういう意味で、かつて行われてきた教科書に関する裁判とは異なります。代理人の井口博弁護士によると、採択手続きそのものについての訴訟は初めてのケースであるということです。法廷とい

なぜ行政訴訟を提起したか

市原 由加里

び、動いてきたのです。ですから、ここでは、思想、考え方は、それぞれあってよしが前提の立場に立っています。その上で、あるひとつの考え方（思想）のものが、作爲的に仕組まれて採択されたのではないかと見ています。

一方で、教科書の内

の勉強会において、「なぜ、教科書の内容を言わない？ 育鵬社がなぜだめなのか？ やっぱ東京書籍がいいと言いたいのだろうか？」と問うてこられた参加者の方がいらっしました。また「子どもたちにとって、何が良いい教科書なのか？ 大事ではないのか？」と

う場で、真実を明らかにし、法的に有効な採択を確認する訴訟です。憲法には思想良心、宗教等々の自由が認められています。私たちは、その民主主義の精神を大切に、この問題を収束するにはどうすればいいかと学

しかし、ある地区で私たちが間接民主制

の社会で暮らしています。間接民主制とは、選挙などのある一定の方法によって民意の代表者を選出し、自らの行使をその代表者に信託することです。日ごろ、私たちは、その代表を信頼していますし、その下で行われる行政を信頼し託しています。そういった意味でも、教育行政を行う教育委員会も信頼していました。しかしながら、このたびの教科書採択にあたっては、信頼して託すことができな

ない状況がありまして、行政訴訟とは、行政が適法に行われたかを問うものです。私たちは、教育委員会を信頼して託していましたが、今回の教科用図書八重山採択地区協議会の教科書選定のあり方に疑問を持ちました。

そして、その実態を知った上で、この方法でしか収束できないであろうという結論に達し、三権分立の下、私たち国民に与えられた権利を行使してこの混乱を極める教科書問題を明らかにしたいという、行動を起こしたのです。

そして、子どもたちに配布される教科書の問題ですから、何が起きているのか、どういった解決方法があるのかを、子どもたちにこそ、この民主主義の社会のしくみを通してきちんと話していかなければならぬと、私たちは思っています。それが、もっとも大切な民主主義の基本である、私たちは思っているのです。